

コーポレートガバナンスと内部統制

適正かつ効率的な業務執行を確保するため意思決定の透明性を高めるとともに、監視・監督機能が適切に組み込まれたコーポレートガバナンス体制を構築し、株主等ステークホルダーからの信頼に基づいた経営を行います。また、内部統制については、不断の見直しによって継続的な改善を図り、より適正かつ効率的な体制の構築に努めます。

コーポレートガバナンス

伊藤忠商事は、取締役による業務執行を監査役が監視する監査役会設置会社です。また、経営執行体制としては執行役員制及びディビジョンカンパニー制を採用しています。

執行役員制は1999年より導入していますが、これにより取締役会の意思決定機能と監督機能の強化及び業務執行の効率化を図りました。

ディビジョンカンパニー制においては、7つの社内カンパニーが担当事業領域における経営の責任を負い、市場・顧客のニーズに迅速に対応し、自主経営を行います。総本社は、全社の経営戦略の企画及び経営総合管理に特化し、カンパニ

一自主経営と総本社による総合経営管理との間でバランスのとれた効率の高い経営体制を構築しています。

また、社長を補佐する機関としてHMC(Headquarters Management Committee)を設置し、全社経営方針や重要事項を協議しています。更に、各種社内委員会を設置し、各々の担当分野における経営課題について慎重な審査・協議を行い、社長及び取締役会の意思決定に役立てています。

それぞれ「開示委員会」、「DNAプロジェクト委員会」、「ALM委員会」、「コンプライアンス委員会」を設置し、実効性のある内部統制を整備し、運用しています。また、「内部統制委員会」では内部統制上の全社的課題や改善策を審議し、内部統制全体を総括管理しています。

財務報告の適正性

一 連結ベースの内部統制報告制度運用開始

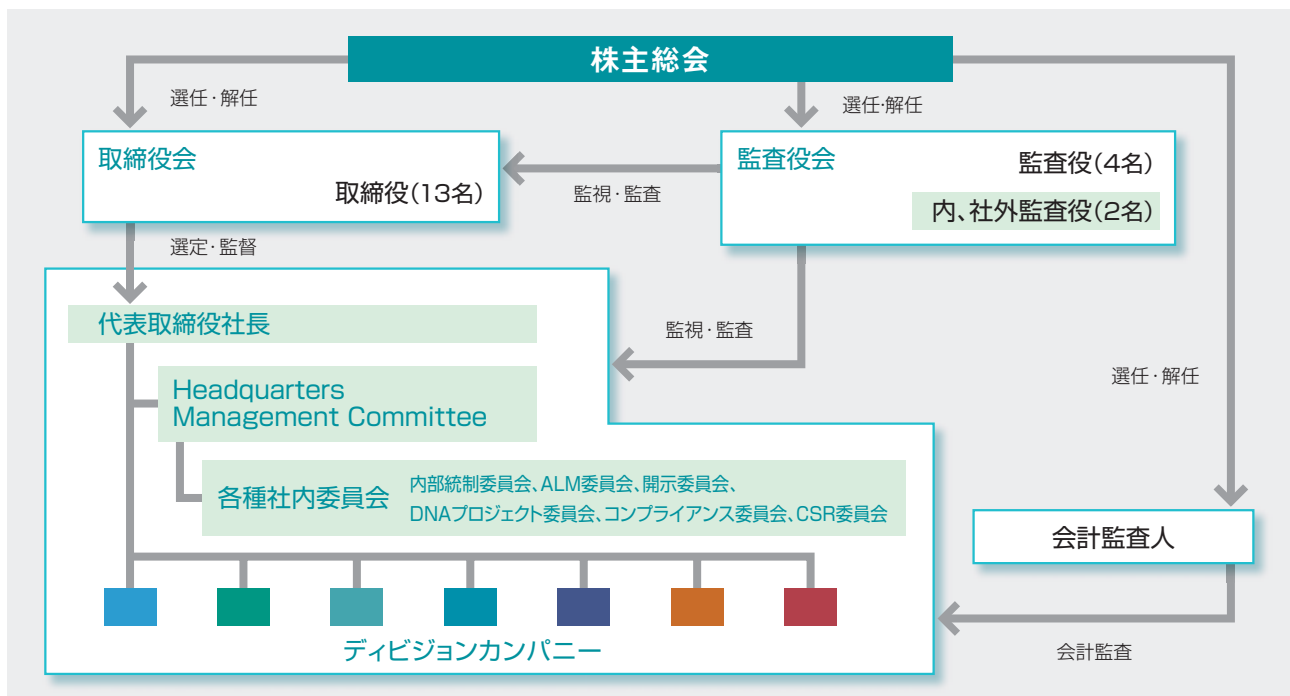
2008年度は金融商品取引法における財務報告に係る内部統制報告制度の開始年度です。伊藤忠商事では、連結決算ベースでの財務報告の信頼性をより高めるため、「開示委員会」をSteering Committeeとして、国内外の主要な伊藤忠グループ会社を対象に、組織・制度、情報システム、業務プロセスの分野にお

内部統制

内部統制の目的である①財務報告の信頼性、②業務の有効性及び効率性、③資産の保全、④法令等の遵守について、

コーポレートガバナンス・内部統制体制

2008年6月末現在



いて内部統制環境の構築を行ってきました。([図1]参照)

更に、2008年4月には新たに内部統制監査室を設置し、内部統制が適切に整備・運用されているかについて、独立した視点で評価・監査する体制を構築しました。([図2]参照)

評価及び監査の目的は、全社的な経営理念及び倫理観、会計基準の方針や手続きの統制、IT基盤の統制、財務報告に係る業務プロセスにおける統制などが有効に機能しているかを確認し、経営

者が宣誓する内部統制の有効性を確保することにあります。

今後も継続してグループ全体の内部統制の強化に努め、株主はじめステークホルダーの皆様及びマーケットに対し、より信頼性の高い財務報告を開示してまいります。

業務の効率化

— ITOCHU DNAプロジェクト

伊藤忠商事は、2006年度から各組織及び各社員がそれぞれに持つ力、す

なわち「現場力」を強化し、全体最適の観点を加味しつつ将来の当社グループの姿を見据えた連結経営を強固なものにしていくべく、業務改革プロジェクト「ITOCHU DNAプロジェクト ～ Designing New Age～」をスタートさせました。

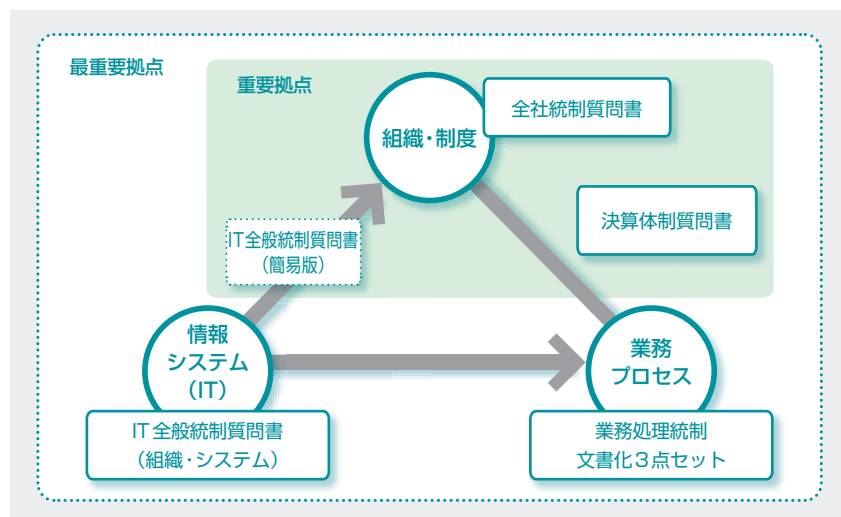
現状の業務プロセスをすべて「見える化」することから始め、現在、内部統制対応を踏まえながら、現場力を阻害する非効率な業務プロセスに対し、生産効率と業務品質の向上につながる業務プロセスの標準化作業を行っています。その後、標準化された業務プロセスに適合する組織体制や業務を支えるシステムの構築段階に順次移っていきます。

業務改革を通じて現場力の強化を図り、すべてのステークホルダーから当社の業務に対する信用・信頼を獲得するとともに、業務の担い手である社員が生産効率を高め、業務を通じて常に「豊かさ」を感じ、過剰労働等のない職場環境づくりに寄与していきます。

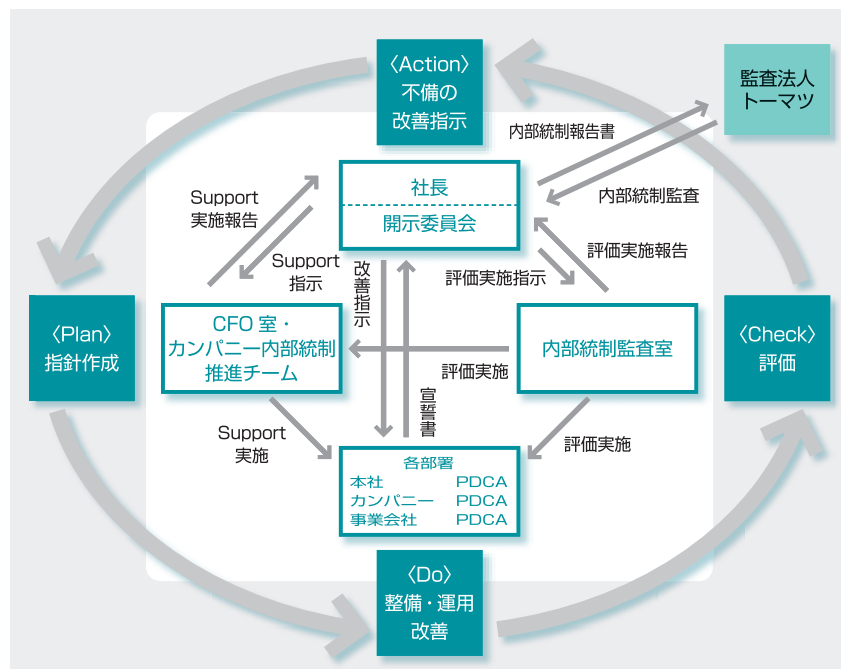


業務プロセスの標準化につき熱い議論が展開されています

[図1] 内部統制の構築：2つのレベルとIT



[図2] 内部統制における評価 (PDCA サイクル)



リスク管理

市場リスク・信用リスク・投資リスク等、さまざまなリスクに対処するため、各種管理規則、投資基準、リスク限度額の設定や報告・監視体制の整備、業務継続計画(Business Continuity Plan)の策定等、必要なリスク管理体制及び管理手法を整備し、リスクを総括的かつ個別的に管理しています。また、管理体制の有効性につき定期的にレビューし、管理手法の高度化に努めています。

コンプライアンス

「築城150年、落城1日」。継承してきた信用を毀損することのないよう、コンプライアンス体制をより一層充実させ、高度なものとするにより、CSRの土台・ミニマムマストとして位置付けられているコンプライアンスの徹底に、グループ丸となって取組んでいきます。

グループをあげたコンプライアンス徹底に向けて

伊藤忠グループでは、カンパニー等の各組織のみならず、各グループ会社においてもコンプライアンス責任者を設置し、コンプライアンスプログラム・法令リストの策定をはじめとするコンプライアンス体制を構築し運用しています。

グループ会社のコンプライアンス責任者が一同に会すグループ連絡協議会を毎年2回開催し、コンプライアンスに関連する動向や時々の状況に応じた法令研究講習等を行っています。

2007年度からは伊藤忠商事のコンプライアンス室よりメールマガジン「コンプライアンス情報局」を、毎月1回グループ会社へ配信しています。時事情報や身近に潜む法令違反の危険性等を取り上げた「TOPICS」や、法改正等を踏まえた「法令研究」、グループ会社への「連絡」といった3つのコーナーを設け、情報発信・共有のひとつの有効なツールとなっています。

グローバルなコンプライアンス強化

北米

北米地域では、全面改訂後の行動規範に関するオンライントレーニングや日本主管のグループ会社も含めた在北米グループ会社約30社が参加した「北米コンプライアンス連絡協議会」の開催等ITOCHU International Inc.(III)を中心として、コンプライアンス強化に向け活動しました。

中国

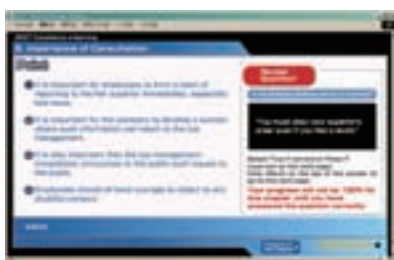
中国では、2007年度よりCSR・コンプライアンス部を発足させ、より一層のコンプライアンス強化を図っています。2007年5月には、上海においてコンプライアンス会議を開催しました。北京や香港へも同時中継され現地総代表や総本社CCOなどトップ自らコンプライアンス徹底のメッセージを伝えました。

教育研修

各地域ごとに、コンプライアンスに関する講習会などを開催し、そのうちアジア・中近東の各都市(北京・青島・香港・ハノイ・ホーチミン・バンコク・ジャカルタ・ドバイ)においては本社コンプライアンス室より人員を派遣し教育研修を実施しました。また、海外店のナショナルスタッフ全員が伊藤忠商事本社の全社員と同時にeラーニングを受講し、「業界慣行依存の危険性」、「報告・進言の重要性」といった重要な事項を学びました。



eラーニング「業界慣行依存の危険性」日本語版



eラーニング「報告・進言の重要性」英語版

輸出入コンプライアンスの取組

安全保障貿易管理

安全保障貿易管理においては、外国為替及び外国貿易法(外為法)に基づく関連諸規制の遵守に加え、国際社会との協調及びグローバル・セキュリティリスク(国際政治リスク)の管理も目的とする体系的・総合的な内部管理規程(貿易管理プログラム)を策定し、運用しています。

2007年度は、海外のナショナルスタッフを対象とする海外eラーニングを展開しました。また、国際政治情勢の変化に伴い、安全保障貿易リスク・エクスポート低減を目的として、一部重点管理国の見直しを行いました。

関税管理

2007年4月に総本社CSR・コンプライアンス統括部に関税管理室を新設して以来、関税管理強化に向けて体制の整備を行い、総括管理に係る諸施策を実施しています。税関による各カンパニーに対する事後調査における事前調査や輸入申告・関税評価に関する研修の開催及び社内関税調査(モニタリング)等を通じ、関税コンプライアンスの一層の徹底を図っています。